

令和2年12月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

令和2年12月18日（金）

午後1時30分～午後3時45分

小値賀町役場 3階第一会議室

小値賀町農業委員会

令和2年12月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時： 令和2年12月18日（金） 午後1時30分～午後3時45分
2. 開催場所：小値賀町役場 3階第一会議室
3. 出席委員：（12人）

会長 松山 多作

会長職務代理者 2番 松本 充司

委員 3番 川久保 和幸 4番 大田 廣 ~~5番 入口 政隆~~
~~6番 伊藤 紀明~~ 7番 北野 和信 8番 福田 精二
9番 岡野 耕藏 10番 宮崎 幸二 11番 山田 定稔
12番 小高 陽子 13番 土川 浩子 14番 迎 広子

（推進委員：4人） 15番 川村 泰二 16番 西山 登喜雄 17番 藤永 一幸 18番 松本 兼次

4. 欠席委員： 5番 入口 政隆 委員、6番 伊藤 紀明 委員

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について 12番 小高 陽子 委員 13番 土川 浩子 委員

第2 報告第11号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について

第3 議案第33号 小値賀町農業振興地域整備計画の変更協議について

第4 議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく
令和2年度第11回農用地利用配分計画(案)について

議案第37号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転について

第5 議案第38号 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用許可申請について

第6 議案第39号 利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について

第7 その他

- ・ 農地・非農地判断（次回）について
- ・ 人・農地プランアンケートについて
- ・ 次回総会の日程について
- ・ その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 北村 仁

7. 議事参与制限 議案第37号 北野 委員
議案第39号 松本 推進委員

8. 会議の概要

- 北村局長： みなさん、こんにちは。
 定刻となりましたので、ただいまより、令和2年12月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。
 本日は、入口 政隆 委員と伊藤 紀明 委員が都合により欠席ですが、出席委員は12名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
- それでは、会長より挨拶をお願いします。
- 松山会長： みなさん、こんにちは。
 本年もあと10日余りとなり押し迫ってきましたが、本日で今年最後の総会となり、現場確認していただいた案件は後程事務局より説明があるかと思いますが、非農地判断と転用のご審議のほどよろしく願いいたします。
- それでは早速ですが、始めたいと思います。
 日程第1 会議録署名委員の指名について を議題とします。
 私に一任できますでしょうか。
- 全員： はい。
- 松山会長： ありがとうございます。
 それでは、12番 小高 陽子 委員、13番 土川 浩子 委員 をお願いします。
- 続きまして、日程第2 報告第11号「農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 北村局長： それでは報告第11号の説明をします。農地法第18条第6項の規程に基づく賃貸借権設定の合意解約がありましたので、その報告となります。
 今回の合意解約の件数は3件で、田圃が5筆、畑が3筆の計8筆、合計面積9,985㎡になります。農地の所在・地目・面積及び貸借人等については、資料のとおりです。説明は割愛させていただきます。
 解約の理由ですが、1番から8番すべての農地につきまして、祖父から孫への経営移譲のため農地中間管理事業で配分していたものを、この後の議案36号でお孫さんへ再配分するための合意解約となっております。
 以上で、報告第11号について説明を終わります。
- 松山会長： ただいま事務局から説明がありましたが、本件については報告事項としてあがっておりますので、何ら問題ないと思います。また、後継者への移譲ですが、地元委員さんから何かないでしょうか。

迎委員： 若いのに牛の事をよく頑張って、受精師も頑張っているので応援したいと思いません。

松山会長： ありがとうございます。本件については報告事項ということですので以上といたします。

続きまして、日程第3 議案第33号「小値賀町農業振興地域整備計画の変更協議について」を議題とします。それでは、事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは議案第33号の説明をします。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、小値賀町長より小値賀町農業振興地域整備計画の変更について意見を求められておりますので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。先月の総会で回答保留としておりました件の再審議です。

先月の審議内容を踏まえて、申請者に対して産業振興課経由で五つの指摘をしておりましたので、それに対する回答が次のようでありました。

まず、一つ目の「代替地の検討について」申請書類に明記されておりましたが、「土地の選定に関する調書」が追加で添付されたようです。申請者の工場の隣の●●●の先の▲▲▲▲の前付近に水道施設があり、その利用も検討してはいるのですが、申請者の希望する面積を満たさず、また、水道施設は廃止しているように見えるのですが、中に埋まっている設備はまだ水道施設として利用しているようなので、その購入は難しかったということが書いてありました。

次に、二つ目の「隣接する農道の通行に支障はないか」についてですが、西側の農道については、農道の現況を変更することなく、南西側の幅員5mだけを進入路として確保し、それ以外は申請地内に立入防止柵を設置することにより、農道の通行に支障がないようにする。また、当該申出地へ出入りするための通常の通路としては、北側の整備工場内の通路を使用して進入し、西側の進入路は仮通路として設置するものである。とのこと。

次に、三つ目の「駐車場の汚水処理対策」については、申出地には洗車場は設置せず、駐車場用地としてのみ利用するということが改善されています。雨水については浸透式の溜柵で処理を行い、隣地に流出しないようにする。また、既設の事業所内の生活雑排水・整備場の汚水等については、いままでどおり全て北側の既設側溝に排水する。とのこと。

そして、四つ目の「西側に隣接する農地についても被害防除措置」ということで、西側に隣接する農地についても東側・南側と同様に立入防止柵を設置する。雨水については、南側と東側に自然勾配をつけて、素掘側溝で雨水等を受け止めて溜柵で自然浸透させる。とのこと。

最後に、五つ目の「畑かん受益地であることから土地改良区との調整」については、隣接する4142番1の畑の給水栓の利用に支障がないように立入防止柵を設置

することを説明し土地改良区の詳細を得た。とのことでした。

先月も申し上げましたとおり、除外基準は大きく分けて二つあります。一つ目は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する五つの要件をすべて満たすこと、二つ目は、関係他法令の許認可見込みがあることです。

まず、一つ目の農振法に基づく、五つの要件についてですが、回答保留の指摘事項をすべて解消できるようですので、農振法上の五つの要件はすべて満たしていると判断できます。

続いて、二つ目の関係他法令の許認可見込みについてです。農地法の許認可見込みについては、先月も申し上げましたとおり、除外後は第1種農地と判断され、こちらについても転用は原則不許可ですが、農地法施行令第4条に『農地の転用の不許可の例外』要件がありまして、第1項第2号のイに「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること」と示されており、施行規則の第33条で『地域の農業施設に資する施設』についての詳細があり、第1項第4号に「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」と示されています。

図面を見ていただき、大きく申請地周辺を見ますと、右上が前方後目集落で、左側が牛渡集落ですが、「この地域に居住する者の日常生活上または業務上必要な施設」ということで、日常生活上車が必要ですし、農業をするにしても車は欠かせないと思います。農地を転用して必要な施設を集落に接続して作るという特例の基準が転用にはあるようです。

この法令を適用すれば転用許可できるものと事務局では考えています。

以上のことを総合的に判断しますと、当案件の農用地区域からの除外につきましては「許可やむなし」と思われます。

以上で、議案第33号についての説明を終わります。

松山会長：

事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

本件については事務局より説明があったとおり、先月の総会であがりましたが回答保留となっていました。これは農業委員会の意見として町に回答し、今後、町・県から許可がおりない限りはできませんので、農業委員会が許可判断したといっても許可がおりるかどうかはわかりません。また、申請者からの返答が来ており、事務局から説明がありましたように、農業委員会の意見としては許可も致し方ないかなと思っておりますが、みなさんいかがでしょうか。

ご意見が無いようでしたら、農業委員会の意見ということで、本件は許可することを通しておくことはいかがでしょうか。

全員：

はい。

松山会長： それでは農業委員会の意見としてあげておきたいと思います。

続きまして、日程第4 議案第36号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく 令和2年度第11回農用地利用配分計画（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは議案第36号の説明をします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく 令和2年度第11回農用地利用配分計画の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

こちらの第11回配分計画は、再配分の利用権設定ですので、集積計画の審議はありません。別添の様式第5-2号をご覧くださいますと、今回の配分計画は8筆9,985㎡となっております。先ほどの報告第11号でお爺さまである■■■■さんへの配分を令和2年11月30日付けで合意解約し、お孫さんの◆◆◆さんへ再配分することになります。

配分計画の始期は令和3年2月10日からですが、再配分ですので終期は当初の集積計画の終期となり、1～2番が令和8年11月9日までの5年間、3～5番が令和11年9月9日までの8年間、6～8番が令和12年1月9日までの9年間となっております。詳細につきましては資料のとおりですので、説明は割愛させていただきます。

以上で議案第36号についての説明を終わります。

松山会長： 本件については報告第11号で合意解約した分の農地利用配分計画案です。後継者への経営移譲ということで、問題はないと思いますが、許可することではいかがでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。それでは、許可することといたします。

続きまして、日程第5 議案第37号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： 議案第37号につきましては、北野委員は議事参与制限により議事に参与できませんので、退席をお願いします。

〈北野委員 退席〉

それでは議案第37号の説明をします。農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移

転の許可の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

農地の所在は、浜津郷字鎌田〇〇〇番の畑 〇〇〇㎡ 外2筆の計3筆、面積7,266㎡で、譲渡人は、福岡県△△△市の★★★★さん★★歳、譲受人は□□□の●▲●▲さん●▲歳です。●▲さんの譲受前の耕作面積は45,745㎡で譲受面積が7,266㎡であり譲受後の耕作面積は53,011㎡となります。譲渡・譲受の理由は、譲受人の農業経営規模拡大のためとなります。譲受人は、ほかにも浜津郷で近隣の農地を耕作されており、下限面積もクリアしておりますので、農地法第3条第2項各号の規定には抵触しないと判断され、事務局としては許可相当かと思われます。

以上で議案第37号についての説明を終わります。

- 松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。
この農地については、以前から●▲さんが長年作っていた農地を売買で所有権移転するというので、何ら問題ないと思いますが、みなさんから何かありませんか。地区の委員さんが欠席でいないので、推進委員の藤永さん、何かないでしょうか。
- 全員： 実際●▲さんが作っておられるので問題ないと思います。
- 松山会長： 地区の推進委員さんも太鼓判を押していますので、みなさんよろしいでしょうか。それでは、許可することよろしいでしょうか。
- 全員： はい。
- 松山会長： それでは許可することにいたします。

〈退席委員 入室〉

続きまして、日程第6 議案第38号「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用許可申請について」を議題とします。事務局よりお願いします。

- 北村局長： それでは議案第38号の説明をします。農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用の届出がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。
- 先ほど現場を見てきた笛吹在の畑です。農地の所在は笛吹郷字外崎◇◇◇番 畑◇◇◇㎡の内の◇◇㎡で、転用者は笛吹在の▲■▲■さん▲■歳です。転用の目的は農業用機械および資材を保管するための倉庫です。農地法第4条第1項第8号により、200㎡未満の農業用施設への転用については、県知事の許可は不要であり、農業委員会への届出だけで良いことになっています。なお、農振農用地区域に該当しま

すが、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第36条第1項第2号のニの規定により、築造面積が90㎡以下であれば手続き不要となっています。現場でも申しました通り、申請地の隣にあった牛舎を●▼●▼が借りるということで、牛舎に保管していたトラクターや農業用資材の置場が無くなるということで、今回の転用申請地に倉庫を建てて保管するという事です。

以上で議案第38号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたように、200㎡未満ということで県知事の許可は必要ありませんので、農業委員会の届出のみということです。農業用倉庫ということで、説明があったように機械や農業資材を保管するという事で、何ら問題は無いと思いますが、みなさんから何かご意見等ございませんか。

(特になし)

無いようでしたら、許可することよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。それでは、許可することにいたします。

続きまして、日程第7 議案第39号「利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について」を議題とします。事務局よりお願いします。

北村局長： 議案第39号につきましては、松本推進委員は議事参与制限により議事に参与できませんので、退席をお願いします。

〈松本推進委員 退席〉

それでは議案第39号の説明をします。利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

先月の総会で事前に地図確認していただき、先ほど現場確認をしていただいた、笛吹郷一円の86筆、総面積67,461㎡の荒廃農地について判断していただくこととなります。詳細は2枚目以降の対象農地リストのとおりとなります。現況も見えていただいた通りですし、議案に記載しています判断基準に基づいて判断していただければと思います。

(図面に基づき小字ごとに確認)

以上で議案第39号についての説明を終わります。

松山会長： ただいま事務局から説明がありましたが、みなさんから何かご質問ありませんか。

(特になし)

無いようでしたら、非農地と判断したいと思いますがよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： それでは非農地判断としたいと思います。

今後と同じような段取りで進めたいと思います。次回は浜津地区を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(退席委員 入室)

続きまして、日程第8 その他について を議題とします。事務局よりお願いします。

北村局長： まず、さきほど会長からも説明がありました来月の農地・非農地判断についてですが、2ヶ月前の総会で笛吹と同じように写真付きの字図などをお渡ししていたと思いますが、浜津は仮判定するにあたって特に問題はありませんでした。再来月からは、次月分としてこのように小字ごとに画面に映していただきたいの位置を確認しておき、その次の総会で現地確認をしまわって確認した後、今回のように画面で最終確認をしていきたいと思います。ですので、来月も会議前に現地確認があります。

浜津の次は柳を確認して、その後は前方ですが1回では確認できないので北と南に分けないといけないかなと思っています。それが終われば中村と離島ですので、来年の5～6月までかかると思います。

次に、人・農地プランのアンケートについてですが、利用状況調査結果の集計等でスケジュールが押しており、ようやくアンケートのひな形を作成しました。手元にお配りしている調査票と農地一覧表に名前まで印刷して準備が整い次第、委員さんにお配りして聞き取り調査をしていただくことになると思います。

(資料に基づき農地一覧表の内容について説明)

アンケート調査票について、表題が「農地利用最適化に関する調査票 小値賀町農業委員会」と「人・農地プラン実質化に関するアンケート調査票 小値賀町」としてタイトルを2段書きにしています。この理由は、先日地区別研修会やテキストでも勉

強しましたが、そもそも平成27年度の農業委員会法改正に伴って農業委員会の必須業務として農地利用の最適化推進ということが新たに追加されています。その活動の一環としてもとやらなければならない調査であり、これと似たような調査を農業行政でもするので、農業委員会も全面的に協力して人・農地プランの実質化をやっていきたいと思います。農業委員会としての業務は農地利用最適化の一環ということで動いていただきたいと思います。地区別研修会の資料にも記載されているかとは思いますが、後ほど家に帰って見返していただければと思います。業務必携の46ページから人・農地プランについて書いてあります。51ページには戸別訪問について書いてありますので、これを参考にしながら臨戸訪問していただければと思います。

アンケート調査票の内容は、必要最低限の5つの項目に絞りこみ、シンプルにしております。

アンケートの後ろに対象者一覧を配布していますが、農業委員さんは各農家地区に1名いらっしゃいますが、推進委員さんは笛吹・前方・浜津・柳それぞれの代表で1名ずついらっしゃいますので、担当分けを話し合ってくださいと思います。

説明は以上で終わりたいと思います。

松山会長： 以前はアンケートという形でやりましたが、回収率が悪いということで今回は聞き取り調査をして回収率を上げていきたいと思っています。

さきほど説明ありましたように、人・農地プランの実質化の中で5年後、10年後の年齢別の地図作成をしたりしないといけませんので、委員さん、推進委員さんに回っていただいて、出来るだけ早く地図化したいと思っていますので、ご協力よろしく願いいたします。確かに大変だと思いますが、よろしく願いいたします。

松本代理： いつ頃となりますか。

北村局長： 1月の2週目頃から、印刷が揃った地区から配ろうかなと思っています。

松本代理： 定期総会の時に渡すのではない、ということですね。
全部個別に回らないといけないですか。農地も一筆一筆聞くんですね。

北村局長： はい。所有農地しか載せていないので、借りている筆は持ち主のところに記載されるようになります。その印刷したアンケート用紙と農地一覧表と対象者の一覧表をつけて配り、名簿には調査日と時間を書くようにして手当の算定に使いますので、よろしく願いいたします。

松本代理： 推進委員がどこを回るかを話し合わないといけないのですか。

松山会長： 他の地区の聞き取り調査はなかなかできませんので、同じ地区に委員と推進委員がいるところは話し合いで担当分けをして回ってもらえればと思います。

全員： (担当地区の話合い)

北村局長： 小高委員さんもアンケート調査はできそうですか。

小高委員： はい、行きます。

北村局長： それでは浜津の3人で話し合ってもらって、今年中に報告してもらえば良いです。柳はどうですか。

土川委員： 私が柳東を担当します。

北村局長： 土川委員さんが柳東で、西山推進委員さんが柳西ですね。相津地区はどうですか。

川村推進委員： 私が相津1で良いのですが、相津に住んでいない人もいます。

迎委員： 世帯主でも、畑がわからない人もいます。

北村局長： 畑がわからない等もあると思って、利用状況調査結果を載せています。誰に貸して、何を作っている畑かがわかれば、だいたい想像がつくのではないかなと思って一覧表を作っています。

松本代理： 笛吹地区は、笛吹在を川久保委員さん、大浦を上方と下方に分けます。

北村局長： あとは浜津地区だけですので、よろしくお願いします。

次に、本日、新年の手帳を配っています。身分証明書に名前や印鑑を押していますので、開いて確認してください。これはスケジュール帳だけではないので説明します。

後ろの方に農業委員会に関する法律と農地法の抜粋が載っています、農地法3条や4条転用、農振の要件などが載っていますのでポケットに入れて活動していただきますよう、よろしくお願いします。

それでは日程をお願いします。

松山会長： それでは来月の総会の日程を決めたいと思います。

北村局長： 来月は、中間管理は無いのでいつでもいいです。

松山会長： 29日でしょうか。

(特になし)

次回は1月29日(金)午後1時30分から行いたいと思います。

北村局長： アンケート調査も29日を目途に、揃った分から持ってきていただきたいと思いません。アンケートが揃わないと地図化ができません。アンケートを待っている間は地図を作成できませんので、そうすると、産業振興課農林係が地区別説明会に回るのですが、地図ができていないと回ることができないので、今年度中に人・農地プラン実質化が難しい状況になると思いますので、よろしく願いいたします。

土川委員： 期限はいつ頃まででしょうか。

北村局長： 1月29日を一旦の期限とします。

土川委員： わかりました。

北村局長： 一つ情報提供です。

浜津の▲●▲●さんがブロッコリーを作っている畑が3筆あるのですが、これは未届で耕作していたということで、コロナ関係の給付金を随時農林で受け付けているようなのですが、その給付金を得られなかったようです。赤尾の畑2筆と鎌田の畑1筆で、所有者は▼▼▼▼さん、▲★▲★さん、■★■★さんです。ご本人さんからも中間管理にあげることで了承を得ていますので、その方向でいきたいと思いますが、担い手公社の■●さんの話では▼▼▼▼さんの分はやりにくいのでこれは無理だろうということでした。一応、ご報告です。

松山会長： みなさんから何かありませんか。

松本代理： 例年正月に営農組合長が農家台帳の確認をしていたと思いますが、今年度は無いんですか。

北村局長： この調査が終わらないと農家台帳が確定しないので、2月頃になろうかと思いません。

松本代理： 今年度は正月ではないんですね。

北村局長： はい。

松山会長： 他に無いでしょうか。
無いようでしたら本日の総会はこれで終わりたいと思います。